

今回のテーマ マイナンバー制度の概要



平成 28 年 1 月から順次、国税分野で個人番号及び法人番号の利用が開始され、申告書及び法定調書などを提出する際には、これらの税務関係書類に個人番号や法人番号を記載することが求められます。

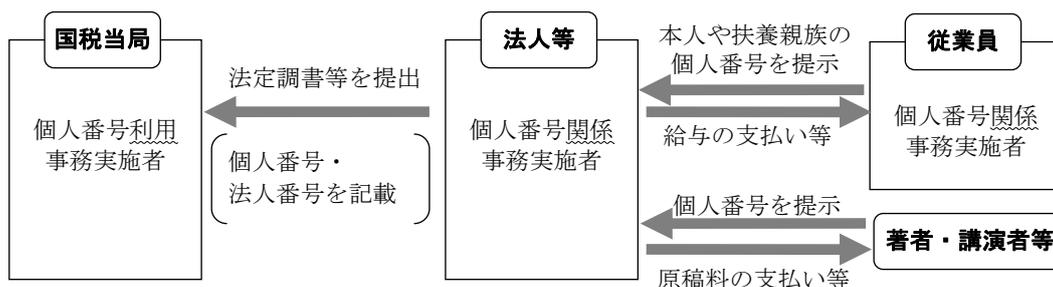
1. 制度導入までのスケジュール

平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
番号通知 (10 月) 個人番号 : 12 桁 法人番号 : 13 桁	1 月よりマイナンバー利用開始 (番号カード交付開始)	
申告書・申請書等・法定調書等への番号の記載		

2. 業務上の主な変更点

法定調書	①法定調書への個人番号又は法人番号の記載 ②支払いを受ける方から個人番号の提供を受ける際の本人確認 ③法定調書提出時の本人確認
源泉所得税事務	①源泉徴収義務者の申請書、届出書等への個人番号又は法人番号の記載 ②源泉徴収義務者が個人事業主の場合の申請書、届出書提出時の本人確認 ③「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」への個人番号又は法人番号の記載 ④「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける際の本人確認

国税分野における民間企業の番号利用例（イメージ）



3. 特定個人情報の保護措置

番号法においては、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の適切な取り扱いを確保するため、各種の保護措置が設けられており、取扱に関するガイドラインが公表されています。

	罰則
・個人番号関係事務等に従事する者等が正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供	4 年以下の懲役もしくは 200 万円以下の罰金又は併科
・上記の者が、自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で個人番号を提供又は盗用 ・情報ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用	3 年以下の懲役もしくは 150 万円以下の罰金又は併科

